

## 川柳中学校学用品検討委員会設置要綱

令和7年4月17日 教育長決裁

### (趣旨)

第1条 この要綱は、川柳中学校学用品検討委員会（以下「検討委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 川柳中学校のジャージ等その他学用品の作製に向けた検討及び協議等を行うため、検討委員会を設置する。

### (所掌事項)

第3条 検討委員会は次の事項について検討及び協議をする。

- (1) ジャージ等その他学用品作製業者の選定に関する事。
- (2) ジャージ等その他学用品の仕様の選定に関する事
- (3) その他検討委員会が必要と認める事項に関する事。

### (組織)

第4条 検討委員会は、最大12人で組織する。

2 検討委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。ただし、学用品作製メーカーや販売店と利害関係を有する者は、委員となることができない。

- (1) 光陽中学校校長
- (2) 光陽中学校PTAから推薦された者
- (3) 光陽中学校在籍生徒の保護者のうち公募により選任された者
- (4) 川柳小学校校長
- (5) 川柳小学校PTAから推薦された者
- (6) 川柳小学校在籍児童の保護者のうち公募により選任された者
- (7) 川柳小学校通学区域在住の未就学児保護者のうち公募により選任された者

3 検討委員会に委員長を1名置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総括する。

5 委員長に事故等があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (任期)

第5条 前条に規定する委員の任期は、選任の日から令和8年3月31日までとする。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 検討委員会は、委員長又は教育委員会が招集する。ただし、委員長が選任される前に招集する会議は、教育委員会が招集する。

2 検討委員会の議事は、アンケート等広く意見聴取したものをもとに、合議により決する。

3 原則として、会議は公開とする。ただし、業者選定に係る内容や個人が特定される内容については、非公開とする。

4 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育委員会学校教育部学務課小中一貫校整備室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月17日から施行する。